

| 目指す姿   | 重点目標  | 事業の目標  |
|--|---|--|
| 認知症にやさしいまち<br>↓<br>認知症の人、その家族等が可能な限り住み慣れた地域で、地域社会の一員として日常生活を営むことができるまち | <b>重点目標 1 【認知症への理解が深まっている】</b><br>★条例第9条<br>・町は、小中学生をはじめとする幅広い世代の町民等、事業者、関係機関及び地域組織が認知症に関する理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。   | ① 認知症という症状に対する知識が深まり、対応力が向上する<br>② 認知症の人も変わらない、という認識が深まり、対応力が向上する  |
|  | <b>重点目標 2 【認知症の人の視点に立った生活環境が整備されている】</b><br>★条例第10条<br>町は、認知症の人、その家族等が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、見守り等を行うための体制整備、成年後見制度の利用の促進、安心して認知症の人が外出できる環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。<br>町は、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、認知症の人、その家族等が地域社会に参加できるよう必要な施策を講ずるものとする。 | ① 本人のための応援者が増える<br>② 本人及び家族等が暮らしに関わる必要なサービスを安心して利用することができる<br>③ 本人による事故に係る損害の救済がある<br>④ 地域社会への参加を行うことができる<br>⑤ 本人の意見が把握できる<br>⑥ 地域にある資源を誰もが当たり前知っている                 |
|  | <b>重点目標 3 【災害・その他非常時の支援体制が整っている】</b><br>★条例第11条<br>町は、災害その他非常の事態及び認知症の人が行方不明となった場合における認知症の人の安全の確保に資するため、愛知県、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、必要な施策を講ずるものとする。  | ① 安心して外出することができる<br>② 災害が起きても安心できる支援がある  |
|  | <b>重点目標 4 【認知症の予防ができています】</b><br>★条例第12条<br>町は、町民等の認知症予防等に資する可能性のある活動が促進されるよう、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、当該活動の普及その他必要な施策を講ずるものとする。  | ① 認知症の予防に取り組んでいる   |
|  | <b>重点目標 5 【認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供ができています】</b><br>★条例第13条<br>町は、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適宜適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制を整備するとともに、町民等に対し必要な情報を適切に提供できる体制を整備するものとする。<br>町は、認知症の人が生活をしていく上で必要な意思決定の支援を適切に受け取ることができるよう、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。                     | ① 専門職チームが確立されている<br>② 専門医が身近にいる<br>③ 事業所間・専門職間の連携がとれている<br>④ 医療・介護の専門職が住民の意思決定・意思実現を支援することができる<br>⑤ 自分の望む暮らしについて事前に考えることができ、思いを周囲と共有できている<br>⑥ 地域にある資源を、誰もが当たり前知っている |
|  | <b>重点目標 6 【相談できる体制が構築されている】</b><br>★条例第14条<br>町は、認知症の人、その家族等が身近で気軽に相談できる環境を整備するものとする。<br>町は、町民等、事業者、関係機関及び地域組織が身近で気軽に相談できる環境を整備するものとする。   | ① 本人や家族が気軽に相談できる体制が構築されている<br>② 支援者側が気軽に相談できる体制が構築されている  |
|  | <b>重点目標 7 【家族等への支援体制が整備されている】</b><br>★条例全体  | ① 支え合える仲間とつながることができる<br>② 家族等(介護者)に理解のある企業が増える<br>③ 家族等(介護者)のための応援者が増える<br>④ 家族等(介護者)に寄り添った支援がある   |